
■携帯電話会社を装った特別定額給付金受取申請のメールにご注意ください！

携帯電話会社を装い、「自治体からの要請で、当社をご利用のお客様には、こちらのメールから特別定額給付金の申請ができるようになりました」というメールが届いたという情報が5月18日に寄せられました。

「役場まで出向かなくてもよい」「マイナンバーが必要ない」「即日お振り込み可能」などと記載され、URLをクリックし申請手続きを行うよう誘導する内容になっていたとのことです。

市町村や総務省が、特別定額給付金の申請手続きにあたり、メールを送りURLをクリックして申請手続きを求めることは絶対にありません。

メールに記載されたURLには絶対にアクセスしないようにしましょう。

不審に思った場合や、トラブルに遭った場合は最寄りの消費生活センターまたは消費者ホットライン：188（いやや）に相談してください。

詳細は、総務省、消費者庁のホームページでもご確認ください。

【総務省】10万円の特別定額給付金はじまります

<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/index.html>

【消費者庁】特別定額給付金を装った詐欺にご注意ください

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/pdf/consumer_policy_cms214_200501_01.pdf

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30

- 相談電話：097-536-5000
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）